

ボランティア活動等に関する連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人 J A P A N ボランティア協会（以下「乙」という。）及び株式会社デジタルガレージ（以下「丙」という。）は、ボランティア活動等に関する相互の連携・協力を強化するため、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙による緊密な相互連携と協働に基づき、NFT等のweb3技術の活用により、これまで見えなかった価値を可視化することで、次世代を担う子ども達の体験活動等が客観的な実績として受け入れられる社会をつくることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) ボランティア活動の可視化・拡大に関する事項
- (2) 子ども達の体験・経験の可視化、体験の場の拡大に関する事項
- (3) 上記を支えるNFT等のweb3技術の普及・連携先の拡大に関する事項

2 前項に係る具体的な事項については、甲、乙及び丙が合意の上、別途定める。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更）

第4条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間及び更新）

第5条 協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙丙いずれからも更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一条件をもって1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、協定を終了させることができる。

（疑義等の処理）

第6条 協定に定めのない事項又は協定の履行にあたって疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれの署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月15日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都世田谷区松原一丁目19番7号
特定非営利活動法人JAPANボランティア協会
理事長 小茂鳥 雅史

丙 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
株式会社デジタルガレージ
代表取締役 林 郁